

令和8年度若年層 UIJ ターン契機創出イベント開催業務仕様書

1 業務名

令和8年度若年層 UIJ ターン契機創出イベント開催業務

2 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務目的

進学や就職などを契機に転出した首都圏在住の郡山市出身者をはじめとし、通勤・通学などで本市に来たことがあるなど、本市に何らかのゆかりがある方（※1）または本市への移住に興味・関心がある方で、いずれも20代～30代（※2）をメインターゲットに、東京都内でイベントを開催し、本市で暮らす魅力を（再）認識し、本市で暮らす自分を想像してもらうことで、将来的な移住を促進することを目的とする。

※1 本市と何らかの関わりのある方であれば参加可とする。

※2 上記以外の年代の参加を妨げるものではない。

4 開催イベント概要

(1) イベント名：(仮称) KORIYAMA LIFE FES

(2) 開催場所：東京都内

(3) 開催時期：令和8年9月～11月の土曜日、日曜日または祝日のうち1日

(4) 参加者数：150名程度

(5) 参加費：設定あり

5 業務内容

(1) 開催イベントの企画・運営

ア ターゲットが郡山市の魅力を再認識し、同世代移住者をはじめとした本市在住者と交流することで、将来的な移住への契機となるようなイベントを都内で開催する。

イ アクセス、雰囲気、スペースの広さ、参加者数を考慮した会場を選定し、会場の確保及び使用に関する調整（会場内で使用する機材も含む）を行うこと。

ウ 参加者から一定の参加費（3,000円以内）を徴収すること。金額及び徴収方法は受注者の提案により、発注者が決定する。併せて当日のキャンセルを抑止するための措置について検討し、実施すること。

エ イベントの開催時間は、発注者との協議により決定するが、概ね3時間程度とする。

オ イベントの主な構成は、ステージ、参加型コンテンツ、参加型展示とし、それぞれの実施内容を企画し、実施する。なお、本市での仕事や暮らし全般に関する情報

を得ることができるコンテンツを必ず設けることとし、事業実施に当たっては、本市の農商工団体等と連携すること。

例【ステージ】基本的に全員が同時に参加するコンテンツ

- ・ターゲットにより郡山を知ってもらうための〇×クイズ大会の実施
- ・会場を盛り上げるライブ・演目の実施
- ・特産品や旅行券などを景品としたPRを兼ねた抽選会

【参加型コンテンツ】参加者が会場を回遊しながら希望するものに参加できるコンテンツ

- ・実際の郡山の働く環境や暮らしぶりを聞くことができる同世代移住者や若手経営者との語り場
- ・若手農家が生産した野菜のアレンジ料理を提供しながら参加者と交流
- ・参加者同士が親睦を深めながら新たな郡山の魅力を知るゲームの実施

【参加型展示】参加者が何らかの意思表示ができる展示コンテンツ

- ・参加者が「懐かしい」や「行ってみたい」の共感シールを貼る写真展
- ・郡山でやってみたいことを参加者が自由に書くボードの設置

カ イベントにおいて、参加者がコンテンツに参加し、参加者同士が繋がる仕掛けを用意すること。

キ 参加型コンテンツの内容は、参加者と同世代移住者をはじめとした本市在住者、または参加者同士が気軽に交流しやすい場となるようなきっかけや仕掛けを考慮した内容を盛り込むこと。

ク 子連れ（未就学児等）の参加者を想定し、会場内等に休憩スペースを設置するなど配慮すること。なお、実施方法や規模については、協議の上決定する。

ケ イベント内のコンテンツの1つとして飲食物（アルコール可）を提供することを必須とし、受注者において会場責任者及び行政機関等へ必要な調整・手続きを行うこと。なお、提供する飲食物は、郡山市を想起させるものあるいは郡山市の食材をメインで使用したものとし、ターゲットに合った内容とすること。

コ イベントの開催に関する参加希望者や参加者からの問い合わせ等にメールまたは電話にて対応し、内容については発注者に随時共有すること。

（2）開催イベントの参加者募集

ア ターゲットが使用しやすいアプリなどを活用した応募フォームを作成し、オンラインから申し込みができるようにする。申し込みにあたっては、参加費をオンライン事前決済制とするなど、ターゲットが応募しやすい手法を用いること。

イ 参加者募集にあたっては、ターゲット層を絞り込み、想定する参加者数の集客に効果的と思われる広報・広告を実施すること。

ウ ターゲット層に合った既存のネットワークや情報発信のキーマン（インフルエンサーなど）を活用した手法も用いること。

エ 受注者は、市外向け情報発信ツールとして本市が運用している「Fun Fan

Koriyama」のLP及び各種SNS（Instagram, X, YouTube）は、広告用アカウントまたはイベント告知を掲載するなど活用することができる。

オ イベントの内容が伝わるチラシやポスター等の広報ツールを作成すること。なお、規格や枚数、掲示場所等については、協議の上決定し、発注者の指定する形式でデータを納品すること。

（3）事業の効果測定

イベント参加者に対して、イベントの満足度や課題、イベント前後の意識変化等、今後の移住施策に役立てるためのアンケートを実施すること。アンケート結果を集約し、本業務の事業報告書に掲載すること。

（4）企画提案業務

上記（1）～（3）のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案し、発注者との協議の上、実施することができる。

6 委託料等について

（1）イベントにおいて参加者から徴収する参加費については、全額を本業務の経費に充てること。

（2）受注者は、参加費用に関する一切の事務を行うものとし、参加申込者との間で参加費用に関するトラブルが発生した場合、全て受注者の責任において、誠実に対応し解決するものとする。

（3）委託料には、各コンテンツにおける出演者（ステージや同世代移住者等）の交通費等も含め、「5 業務内容」に係る一切の費用を含むものとする。

7 報告書及び成果品について

（1）受注者は業務完了時に以下のものを発注者に提出する。

ア イベントの開催状況やアンケート結果を記載した事業報告書

イ その他、チラシデータ等各種成果品データ

（2）提出期限は、令和9年3月31日（水）までとする。

8 納品場所

郡山市政策開発部選ばれるまち推進課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務体制等

（1）受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの

者を変更したときも同様とする。業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

- (2) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認、飲食を伴う際は参加者のアレルギー調査等を適宜行うなど、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者の安全確保を徹底すること。
- (3) イベントに参加する方や事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係る円滑なマネジメントを行うこと。
- (4) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

10 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、この業務に係る履行の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の主要な部分とは、次に掲げるものをいう。
業務における指揮、監督、総合的企画、手法の決定等
- (3) 本業務の軽微な部分とは、次に掲げるものをいう。
個人情報を取り扱わないもので、コピー、デザイン制作、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計等
- (4) 受注者は、第2項及び第3項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

11 相互供給の禁止

本業務において、競争相手であった他のプロポーザル参加者に業務の一部を再委託することはできない。

12 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

- (5) 受注者は、イベントの開催にあたり必要な保険に加入すること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合には、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (8) 本業務にて制作した成果品及び素材データの著作権(著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (9) 本業務の履行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (10) 本業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。